**平成２４年（フ）第６７号**
岐阜県瑞穂市牛牧665番地１　カーサ・アニマート203号
債務者　前川　陽子（旧姓梁川）
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第９７号**
岐阜県羽島市正木町曲利985番地　メゾンドボヌールⅠ202号室
債務者　丸平建工こと　平山　敬二
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１０５号**
岐阜市多賀町２番地４　シャトレーゼ201号室
債務者　林　　玉美
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１１９号**
岐阜県本巣郡北方町芝原西町２丁目39番地の１　マノワール佐野Ａ201号
債務者　杉山　　登
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第５５９号**
名古屋市中川区西伏屋１丁目401番地　県営伏屋第二住宅２棟505号
債務者　寺嶋　　望（旧姓松原）
１　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第８２号**
兵庫県姫路市広畑区長町２丁目46　ロワイヤル夢前205号室、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区長町２丁目67番地　木村マンション403号
債務者　横井　未来
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第１３０号**
兵庫県姫路市書写372番地　ディアス柿の木Ａ102号
債務者　寺口貴美代
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第１７１号**
兵庫県姫路市広畑区蒲田95番地　高塚アパート１Ｆ３号
債務者　宮本　健一
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２０１号**
広島市西区庚午南２丁目37番20―704号、申立時の住所広島市安佐南区長束西１丁目32番４―303号
債務者　丸小　道子（旧姓藤本）
１　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２号**
大分県佐伯市中の島１丁目10番41号、前住所大分県大分市三芳1190番地１　グランドアーク402
債務者　吉川　宏治
１　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**平成２４年（フ）第１４号**
宮城県東松島市矢本字町浦110番地
債務者　三浦　宏美（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２４年（フ）第１５号**
秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ケ岳２番地169
債務者　江橋　裕子
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２４年（フ）第１７号**
秋田県大仙市飯田字家ノ前138番地
債務者　鮎川　千夏（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２４年（フ）第３３号**
岐阜県美濃加茂市深田町３丁目９番12号フォレスト深田203
債務者　佐藤　大介
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２４年（フ）第２５号**
岐阜県高山市初田町３丁目100番地１
債務者　古橋　恵子
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第３３号**
岐阜県高山市石浦町４丁目99番地１
債務者　坂腰　重美
１　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係